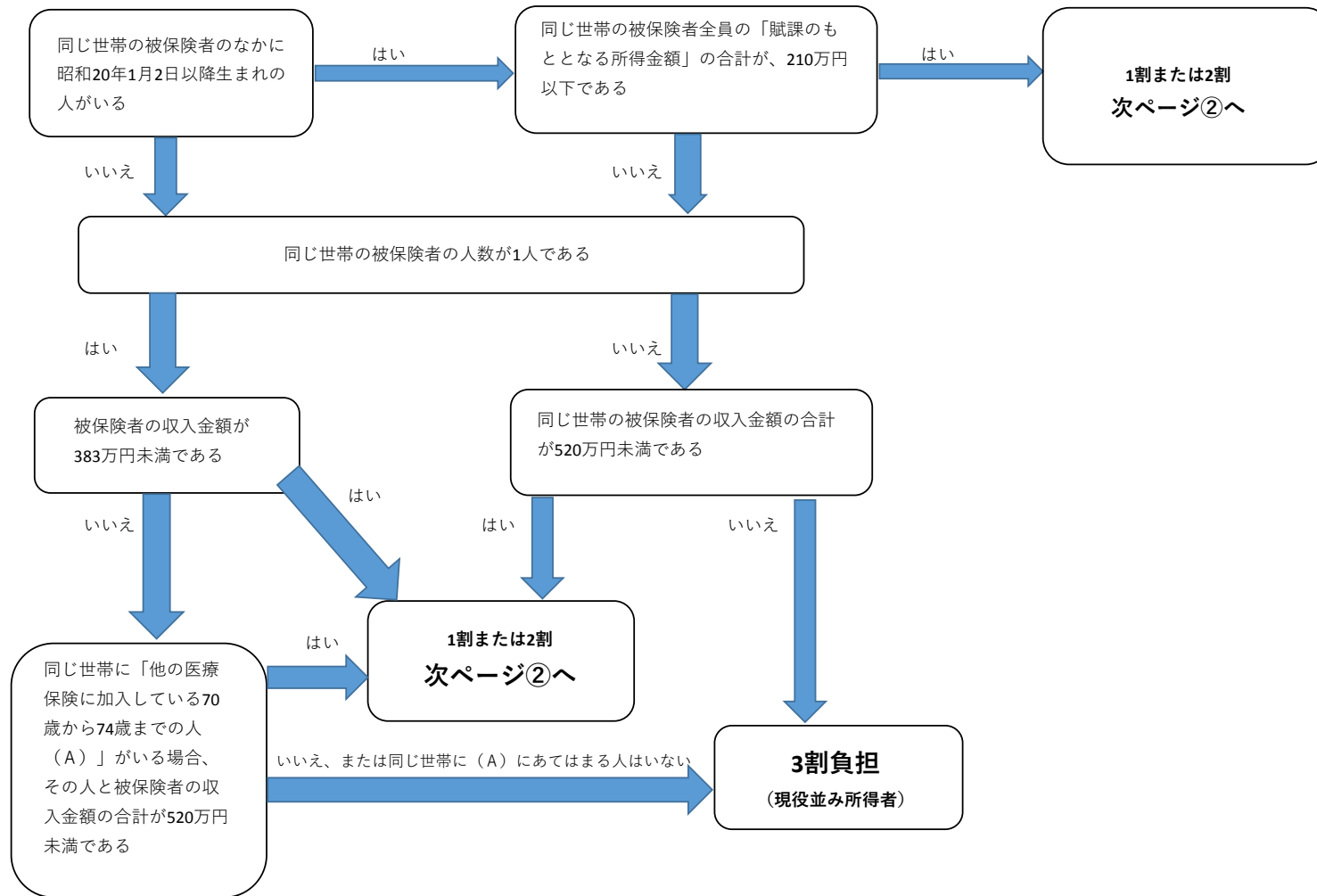


①3割負担か、1割または2割負担かの判定（同じ世帯の被保険者（本人含む）のなかに、課税標準額が145万円以上の人がいる場合）



②1割負担か、2割負担かの判定

- ・ 同一世帯の被保険者（本人含む）のなかに、課税標準額が145万円以上の人がない場合
- ・ ①のフローチャートにて、「1割または2割 次ページ②へ」となった人の場合

※住民税非課税世帯の人は、1割負担となりますので、このフローチャートに当てはめる必要はありません。

